

外国の法人税等の額の控除に関する明細書 (その1)

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

第六号様式別表三の二 (平成十六年四月改正)

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 (⑭-⑮) ⑯
当期において控除する外国税額の計算						
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表4の⑤) ①	円	平成 年 月 日から	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表4の⑰) ②		平成 年 月 日まで			
	計 (①+②) ③		平成 年 月 日から			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表4の①) ④		平成 年 月 日から			
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤		平成 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表4の②) ⑥		平成 年 月 日から			
	市町村民税の控除限度額 (別表4の③) ⑦		平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表4と⑳は上段に、㉑は下段に) ⑧	(イ) (ロ)	平成 年 月 日から			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に) ⑨		平成 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち低い額) ⑩	(イ) (ロ)	計	⑪		
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪	(イ) (ロ)	当期分				
当期分として算定した法人税割額 (㉔若しくは㉕又は第6号様式の⑧) ⑫		翌期繰越額計				
当期において控除する外国税額 (⑫若しくは(⑩+⑪)のうち低い額又は㉖及び㉗) ⑬						

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所			従業者数 又は補正 後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額 ⑰	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑱	各都道府県ごとに控除する外国税額 (⑰又は⑱のうち低い額) ⑲	従業者数 又は補正 後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額 ⑳	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉑	各市町村ごとに控除する外国税額 (㉑又は㉒のうち低い額) ㉒
特 別 区 以 外	名 称	所 在 地	人	円	円	円	人	円	円	円
	小 計			㉓				㉔		
特別区				㉕((⑩(イ)+⑪(イ))-㉓)				㉖((⑩(ロ)+⑪(ロ))-㉓)		
合 計				㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜
				控除未済繰越額 (㉗-㉙) ㉚					控除未済繰越額 (㉚-㉜) ㉛	

(注) 上欄の表中、上、下段に区分されているものは、上段に都道府県分を、下段に市町村分をそれぞれ記載します。